

Web
労働おおいた
 Roudou
 ITA

2017/1

第47号(通巻第741号)
 制作・発行
 大分県商工労働部雇用労働政策課

大分県働き方改革推進会議が発足



主な労働関係行事等(2月~3月)

- 2月
 1日 悩まずどんとこい労働相談
 (~7日 労働委員会)
 7日 おおいたシニア雇用推進シンポジウ
 ム
 9日 労働なんでも相談(由布市庄内庁舎)
 21日 第2回大分県働き方改革推進会議
 23日 巡回特別労働相談(別府)
- 3月
 2日 大分県労使懇談会
 6日 合同企業説明会inおおいた(~7日)
 12日 「解雇・雇い止め・退職勧奨・内定取消」集中労働相談会(~14日)
 14日 九州・山口しごとフェスタ~合同会社
 説明会(東京)
 22日 巡回特別労働相談(大分)
 24日 おおいた元気企業就職ガイダンス
 in福岡

平成28年12月13日(火)、県と大分労働局は、誰もが意欲と能力に応じていきいきと活躍できる社会の実現、人口減少社会における労働力不足の克服に向けた働き方改革の機運醸成及びその推進を目的に、「大分県働き方改革推進会議(会長:下田憲雄大分大学副学長)」を設置し、第1回会議を大分県庁で開催しました。

会議では、長時間労働の是正や子育て・介護と仕事が両立できる職場環境の整備などについて、経済5団体の代表や連合大分会長、働き方改革に取り組む労使関係者、学識経験者など委員14名が意見交換を行いました。

今後、各委員からの意見や提言を基に取組方針を検討し、県や大分労働局の施策に反映させていく予定です。

問い合わせ先
 大分県商工労働部雇用労働政策課
 (TEL:097-506-3327)

推進会議での主な意見

- 経営者からの意見
- ・女性が出産・育児を経ても働ける支援が必要
 - ・人手不足対策に働き方改革は大きな意義
 - ・残業代削減分を賞与で社員へ還元
- 労働者からの意見
- ・長時間労働の是正はトップの明確な意思表示が重要
 - ・残業時間に上限規制の導入が必要
 - ・勤務間インターバル規制の導入が必要
 - ・年休の取得率100%を当たり前
- 有識者からの意見等
- ・労働生産性を高めて経済の好循環を生むことが重要
 - ・長時間労働の是正は経営者だけでなく、労働者の意識改革も必要

目次

- P1大分県働き方改革推進会議が発足
- P2「働き方改革」に関する国の取組
- P3インタビュー:障害者就業・生活支援センター大分プラザ
- P3大分県内の障害者就業・生活支援センター
- P4県内の動き(労働・経済関係 平成28年11月~1月)

- P5合同企業説明会
- P6「解雇・雇い止め・退職勧奨・内定取消」集中労働相談会
- P6出前講座
- P7労働実務Q&A
- P7主要経済指標
- P8仕事と介護の両立支援の取組
- P8労委だより

(参考)「働き方改革」に関する国の取組

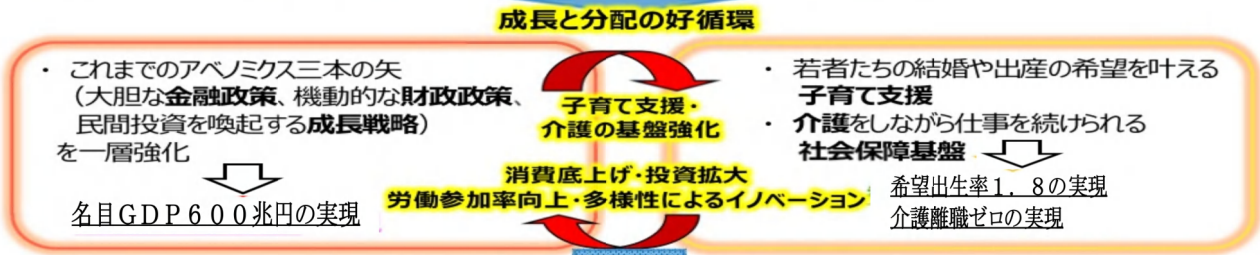
一億総活躍国民会議の設置と「ニッポン一億総活躍プラン」の策定

一億総活躍プランの閣議決定
 平成28年6月2日「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。プランのなかの取組として「働き方改革」就労促進」が取り上げられています。とその柱として「同一労働同一賃金の実現」「長時間労働の是正」「高齢者の

1. 成長と分配の好循環メカニズムの提示

ニッポン一億総活躍プラン(概要)

・ 女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の**一億総活躍社会**を実現。



・ 経済成長の隘路である**少子高齢化に真正面から立ち向かう**。広い意味での経済政策として、子育て支援や社会保障の基盤を強化、それが経済を強くするという**新たな経済社会システム**を創る。「究極の成長戦略」。

2. 働き方改革

同一労働同一賃金の実現	非正規雇用の待遇改善を図るため、ガイドラインの策定等を通じ、不合理な待遇差として是正すべきものを明示。また、その是正が円滑に行われるよう、労働関連法の一括改正。
長時間労働の是正	仕事と子育ての両立、女性のキャリア形成を阻む原因。法規制の執行を強化するとともに、労働基準法については、36（サブロク）協定の在り方について、再検討を開始。
高齢者の就労促進	65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業等に対する支援等の実施。

中間報告とガイドライン案公表

平成28年3月以降、国は「同一労働同一賃金の実現に向けた検討会」を開催し、同一労働同一賃金の実現に向け

た具体的な方策の検討を行なってきました。12月16日、検討会は「同一労働同一賃金の実現に向けた検討会中間報告」と「同一労働同一賃金ガイドライン案」を公表しました。

今後、正社員と非正社員の間の待遇格差について、法改正に向けた検討が行われ、関係者の意見や改正法案についての国会審議を踏まえて、最終的に確定されます。

【概要】「同一労働同一賃金の実現に向けた検討会」中間報告（平成28年12月16日）

本報告書の目的：日本において「同一労働同一賃金」原則に踏み込み、非正規社員の待遇改善を実現する方向性を提示

<h4>欧州諸国からの示唆</h4> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 欧州諸国(特に仏・独・英)の実態等を検討した結果、労働市場構造により、同一労働同一賃金の実現方法には大きな違い。 仏・独：産業別労働協約による横断的賃金決定が大きな役割。労働者が賃金決定方法を容易に知り得る。 英国：高い雇用流動性が一つの鍵。 ⇒ 各国の構造にあった対応策がとられることが重要。 	<h4>日本における「ポイント」</h4> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 日本では、産業別労働協約ではなく、企業別の労働条件設定が中心。雇用流動性もそれほど高くない。これらの移行・改革も長期的には必要。 ⇒できるだけ早期に待遇改善を実現させるためには、次の3つが柱。 ① 正規・非正規社員両方の賃金決定ルール・基準の明確化 ② 職務や能力等と賃金など待遇水準との関係性の明確化 ③ 能力開発機会の均等・均衡による一人ひとりの生産性向上
---	---

ガイドラインの位置づけ／民間(労使)の取組等

- ◆ 本来は、賃金決定は民間(労使)に委ねるべき。本検討会では、ガイドライン「案」は、第一義的には現行法解釈の明確化と位置付け。ガイドラインの制定・発効には、適切な検討プロセスを経ることが望ましい。
- ◆ ガイドラインが待遇改善に役立つためには、民間(労使)による積極的な取り組みが不可欠。賃金決定を客観化・透明化し、正規・非正規を比較可能にすることが重要。
- ◆ 民間(労使)の取組が十分出来ていないと、職務分離などの副作用や企業経営への過度な影響のおそれ。ガイドラインの制定・発効には過不足のない時間軸の確保が重要と同時に、民間の積極的な取り組みを促す方策も必要。
- ◆ 具体的取組は、手当を優先的に。(比較的決まりが明確。職務内容等に直接関連しない手当に関しては、比較的早期の見直しが有効かつ可能)
- ◆ 基本給部分は、段階を踏んだ取組が必要(決まり方が複雑。賃金表の作成等を通じ、決まり方の明確化、比較可能にすることが必要。)
- ◆ 企業規模や歴史的経緯、非正規社員比率など企業の実情に合わせた丁寧な対応が必要。
- ◆ 労働者派遣については、まず派遣元内の待遇差の是正が必要。派遣先社員との均等・均衡待遇は、丁寧な制度設計が必要。
- ◆ 待遇改善には、非正規社員のキャリア形成や能力開発が重要、生産性向上等を通じた待遇改善の視点を取り入れて行くべき。

＜検証プロセスの重要性＞ガイドラインは本当に効果があったのか、副作用を生み出していないのか等を定期的に検証・評価するプロセスが重要。そのための、エビデンスの収集・分析も必要。

＜非正規をなくす＞ 上記のような取組を通じ、様々な雇用期間や労働時間のすべて「社員」という考え方に整理されていく必要がある。



インタビュー

この人にききました

知的障がい者・精神障がい者などの就業拡大に向けて

障害者就業・生活支援センター大分プラザ 赤嶺センター長

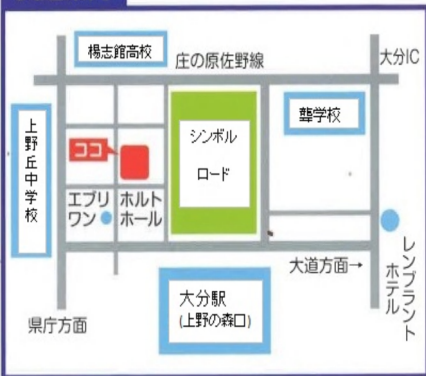


障害者就業・生活支援センター大分プラザ
センター長 赤嶺光徳さん

障害者就業・生活支援センター
大分プラザ

〒870-0839
大分市金池南1-9-5
社会福祉法人 博愛会の博愛会地域総合支援センター内に設置。
職員 8名
TEL:097-574-8668
FAX:097-574-8667

交通案内



「障害者就業・生活支援センター大分プラザ」の施設長 赤嶺光徳さん、主任就業支援担当者 田北純子さんに、障がい者、特に知的障がい者、精神障がい者の就業支援についての取組を伺いました。

施設の成り立ちを教えてください。

赤嶺 当プラザは平成15年に大分県下最初の障害者就業・生活支援センターとして発足しました。障がい者の就業については労働局から、生活支援については県から業務委託を受けています。

当プラザは大分市、由布市、臼杵市、津久見市にお住まいの障がい者で就労している人や就労を希望している人を対象にしています。

また障がい者を採用している事業所の支援も行っています。

障がい者の一般就労の状況は？

赤嶺 平成20年にはプラザに登録していた障がい者は200名程度でしたが、現在は1,000名を超え、身体障がい者だけでなく、知的障がい者や精神障がい者の登録が増えています。登録者の約1/3の方が実際に一般就労されています。

障がい者へ支援の内容は？

赤嶺 プラザでは障がい者の職場への定着に向け、仕事の内容などについて個人毎の障がい特性を踏まえて企業と障がい者との調整を行います。

また就労する障がい者の生活状況についても把握し、生活の自立支援や他の障がい者福祉サービスへのつなぐことなども行っています。

田北 知的障がい者の場合、仕事の内容を理解するまでにある程度時間がかかりますが、一度仕事を習得してしまえば長期にわたっての就労が期待できます。

精神障がい者の場合は付加価値の高い仕事をこなす能力があるのですが、反面集中力を一定期間継続するのが難しい面があり、主治医の意見書を踏まえて実際の就労支援を行っています。

企業への支援の内容は？

赤嶺 障がい者の特性に応じた就労が必要なので、もし就労現場で問題が起きた時は、企業で抱え込まず、当プラザを含め専門機関の相談窓口へ相談するよう助言しています。

田北 就労後数年して問題が起こることもあるので、その時は業務内容や職場について障がい者と企業との間に立って、中立の立場で調整や支援を行っています。

当プラザは人員が限られているので他の関係機関との連携を深める中で障がい者や受入企業の支援に当たっています。

赤嶺 最近様々な職場で人手不足が言われるようになってきました。知的障がい者、精神障がい者のなかでも一般就労を希望する人が増えており、その障がい者の特性に応じた支援をすることで障がい者も企業の戦力となることがあります。

知的障がい者、精神障がい者の一般就労について、ぜひ多くの企業でご理解と受入の検討をいただければと考えています。

大分県内の障害者就業・生活支援センター 一覧

障害者就業・生活支援センターは障害者雇用促進法第27条の規定に基づいて県知事が指定した法人です。
次の方を対象に支援を行っています。
・就労している又は就労予定の障がい者
・障がい者を採用している又は採用予定の事業者
大分県下に6カ所あります。
県内の障害者就業・生活支援センター
東部圏域(別府市、杵築市、国東市、姫島村、日出町)
障がい者就業・生活支援センター たいよう
〒874-0011 別府市大字内竈1393-2
TEL:0977-66-0080 FAX:0977-66-7337
中部圏域(大分市、臼杵市、津久見市、由布市)
障害者就業・生活支援センター 大分プラザ
〒870-0839 大分市金池南1-9-5
博愛会地域総合支援センター内
TEL:097-574-8668 FAX:097-574-8667

南部圏域(佐伯市)
障害者就業・生活支援センター じゃんぷ
〒876-0844 佐伯市向島1-3-8
佐伯市保健福祉総合センター和楽内
TEL:0972-28-5570 FAX:0972-28-5750
豊肥圏域(竹田市、豊後大野市)
障害者就業・生活支援センター つばさ
〒879-7111 豊後大野市三重町赤嶺1927-1
TEL:0974-22-0313 FAX:0974-22-0372
西部圏域(日田市、九重町、玖珠町)
障害者就業・生活支援センター はぎの
〒877-0012 日田市大字淡窓1-53-5
TEL:0973-24-2451 FAX:0973-24-2454
北部圏域(中津市、豊後高田市、宇佐市)
障害者就業・生活支援センター サポートネットすまいる
〒879-0471 宇佐市大字四日市2482-1
TEL:0978-32-1154 FAX:0978-32-7962

平成28年11月
～1月

県内の動き（労働・経済関係）

大分県経営者協会
新年互礼会を開催

1月5日(木)、大分市のレンブラントホテルで大分県経営者協会の「平成29年新年互礼会」が開催されました。

互礼会には、経営者協会会員のほか、来賓として広瀬大分県知事、大分労働局長(代理)、佐藤連合大分会長などが出席しました。



あいさつを行う経営者協会 幸重会長

経営者協会の幸重会長はあいさつのなかで、「雇用・労働面で、女性・高齢者・障がい者の雇用と活躍推進、同一労働同一賃金等の重要な課題が山積している。格差是正、過労死の撲滅等社会的課題と認識しているが、解決は容易でなくコスト増に結びつくものが多いため、とりわけ中小企業には大きな負担となる。しかしながら、従業員の健康や生活の安定を願い職場環境を整備するのは経営者の務めであることから、全ての従業員が仕事と生活を両立して働けるよう経営者ではできる限りの努力を怠ってはいけぬ。春季賃金交渉では地域経済が厳しいなかで、個別企業の支払能力の範囲内での真摯な労使交渉をすべきである。協会は今年創立70周年を迎えるが、経営と人に係わる問題に焦点を当て、会員企業への支援を拡充していく。」などと述べました。

連合大分、
新春懇談会を開催

1月6日(金)、大分市のソレイユで連合大分の「2017新春懇談会」が開催されました。懇談会には、連合大分役員や加盟組合の代表のほか、来賓として広瀬大分県知事や幸重大分県経営者協会会長などが出席しました。

連合大分の佐藤会長はあいさつのなかで「新たな発想、総掛かり、かみ合ったタテとヨコ(産別と地域組織)、の3つの



あいさつを行う連合大分 佐藤会長

県立工科短大、双腕ロボットを導入

12月9日(金)、県立工科短期大学で、双腕ロボット導入記念式典が関係者約30名が参加して開催されました。



双腕ロボット導入記念式典会場

今回導入されたのは安川電機の製品で人間の関節に相当する軸が片腕に7軸×2本、腰部1軸の計15軸あり、より人間に近い細かな作業が可能です。

式典の後、安川電機グローバルマーケティング部の奥村信治氏による記念講演が行われました。

今後、工科短大では機械システム系、電気・電子システム系の学生に対しロボット操作の基礎知識を学ぶ特別教育を実施します。またロボットを導入する県内企業向けの特別教育を来年度は回数を増やして4回実施する予定です。

ポイント
用語解説

【双腕ロボット】

人間の上半身のような両腕がある産業用ロボットで、医療や食品関連の工場をはじめ、組立て・搬送分野での期待が活躍され、生産現場でも利用され始めています。



工科短大に導入された双腕ロボット

キーワードで社会的な影響力を発揮できる連合大分の運動を展開する。2017春闘ではデフレ脱却に向けてこれまでの賃上げの流れを引き継ぎ、働き方改革、特に長時間労働抑制のため36協定の見直し、勤務間インターバル規制の導入などに取り組む。また今年の県下各自治体の首長選挙・議員選挙での推薦候補者全員の当選を目指す。」などと述べました。

労働条件整備セミナー開催
新規起業事業所、介護事業所が参加

11月8日(火)、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会大分県支部主催による労働条件整備セミナーが大分市医師会館で開催されました。

このセミナーは新規起業事業所及び介護事業場を対象に、労働者の採用や就業規則の整備など事業所運営に必要な事項について学ぶものです。

セミナーでは、社会保険労務士 轟憲人氏から「労働環境の整備について」、社会保険労務士 荒井公美氏から「介護事業場の労務管理」と題し労働法令に基づく労務管理の実務について説明がありました。

おおいた建設人材共有
ネットワーク設立総会

11月21日(月)、産学官共同による「おおいた建設人材共有ネットワーク設立総会」が大分市コンパルホールで開

催されました。

このネットワークは教育機関(大学・高専・高校)、建設産業関係団体、行政機関(国土交通省九州地方整備局、県土木建築部、教育庁、5市)を会員として、産官学が連携して建設産業の担い手の確保・育生に取り組むことを目的としています。

総会では日本文理大学工学部建築学科教授の園田一則氏を会長に選出し、平成29年度活動計画、ネットワークの愛称募集などの議事を満場一致で決定しました。



総会後、産学官連携建設人材共有フォーラムが開催され、第1部基調講演として、(株)コイシ代表取締役の小原文男氏が「未来の子供たちへの贈り物～正しい考え方を求めて行くと未来が見えてくる～」と題して講演しました。

第2部リレートークとして、大分工業高等専門学校教授の亀野辰三氏をコーディネーターに、県内の産学官の若手技術者・学生8名が「私たちが描く建設産業

の未来～若手技術者の夢への挑戦～をテーマに意見発表を行いました。



リレートークでの若手技術者・学生の意見発表

過労死等防止対策推進シンポジウムが開催

11月22日(火)、大分市のホルトホール大分で厚生労働省主催の過労死等防止対策推進シンポジウムが開催されました。これは平成26年に成立した過労死等防止対策推進法に基づき毎年11月が過労死等防止啓発月間になっていることから、過重労働解消キャンペーンの一環として開催されました。



山本勲教授の基調講演

基調講演として「メンタルヘルスと働き方・企業業績の関係」と題し、慶応大学教授の山本勲氏が講演しました。

その後、「東九州過労死を考える家族



東九州家族の会 桐木代表と西田弁護士

の会」結成総会について家族の会事務局の西田隆二弁護士が、結成に至る経過について家族の会代表の桐木弘子氏が、それぞれ報告しました。

また、「全国過労死を考える家族の会」代表の寺西笑子氏、「東九州過労死を考える家族の会」副代表の野本幸治氏がそれぞれ家族を過労死で亡くした体験談の報告を行いました。

続いて「事例報告及び取り組む状況」について、企業側よりXエネルギー(株)大分製油所、労働側から大分県医療生協労働組合が報告を行いました。

労使関係安定セミナー【就業規則見直し】東部・北部地域で開催

労使関係安定セミナー「就業規則見直し」が、11月15日(火)に東部地域(会場: 県日出総合庁舎 31名参加)、18日(金)に北部地域(会場: 県中津総合庁舎 42



講師の溝江由起子氏

名参加)で開催され労使及び一般の方が参加しました。

セミナーでは「会社と労働者を守る～就業規則見直しのポイント」と題して社会保険労務士の溝江由起子氏が実例を交えながら就業規則を見直す場合のポイントを解説しました。

また、労働契約法に基づく「無期転換ルールへの対応」について、大分労働局特措法高齢者認定調査員の佐々木剛氏が無期転換ルールに対応した就業規則の見直し・整備の必要性について話しました。

大分県の特定(産業別)最低賃金

H28年12月25日から改定

業種	最低賃金[1時間]
鉄鋼業	861円
非鉄金属製造業	846円
電子部品・デバイス・電子回路製造業 電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業	764円
自動車・同附属品製造業 船舶製造・修理業 船用機関製造業	813円
各種商品小売業	716円
自動車(新車)小売業	780円

なお、地域別最低賃金は1時間 715円(H28年10月1日から)

合同企業説明会のご案内

【問合せ先】大分県商工労働部雇用労働政策課(097-506-3332)

3/14(火)

九州・山口しごとフェスタ～合同会社説明会～開催予定

九州・山口8県及び経済界が一体となって、「九州・山口しごとフェスタ～合同会社説明会～」を東京で開催します。

【日時】平成29年3月14日(火)13:00～19:00

【場所】サンシャインシティ
ワールドインポートマートビル4階 展示ホールA
(東京都豊島区東池袋3-1-1)

【内容】合同会社説明会 / 各県の移住・定住、就農、就職などの総合相談会

【参加対象者】・東京圏の平成30年3月及び平成29年3月大学等卒業予定者
・40歳未満のUターン就職希望者

【参加料】無料

【参加企業】九州・山口各県の企業約120社(大分県は15社)
詳細は専用サイト(<http://www.kyushu-yamaguchi.jp>)をご覧ください

3/24(金)

「おおいた元気企業就職ガイダンスin福岡」開催予定

大分県の元気企業55社による福岡エリア最大の合同企業説明会を開催します。

【日時】平成29年3月24日(金)12:00～16:30

【場所】福岡ファッションビル8階 Aホール、Bホール
(福岡県福岡市博多区博多駅前2-10-19)

【内容】合同企業説明会
(大分県内企業が各ブースにおいて企業説明等)

【参加対象者】平成30年3月卒業予定の大学生等
(大学院、大学、短大、高専、専修学校等)

【参加料】無料

【参加企業】大分県内企業55社

詳細は大分県HP(<http://www.pref.oita.jp/soshiki/14580/oitagenkifukuoka-2016.html>)をご覧ください

3/12(日)~14(火) 解雇 雇い止め 退職勧奨 内定取消 集中労働相談会

3月12日(日)~14日(火)の3日間、「解雇・雇い止め・退職勧奨・内定取消」集中労働相談会を開催します。

【相談場所】

県庁舎本館7F 雇用労働政策課内

【相談時間】

12日(日) 10時 ~ 20時

13日(月)14日(火) 8時30分 ~ 20時

【相談方法】

来所相談

3月12日(日)は閉庁日のため、来所される方は、県庁舎裏玄関の監視室に「労働相談で来た」とお伝えください。

職員がお迎えに上がります。

電話相談

当日は電話相談もできます。

電話は右記の電話番号へ

【相談事例】

解雇・雇い止め・退職勧奨・内定取消突然、社長から明日から来なくていいと言われた。

有期契約で更新を繰り返してきた契約社員だが、上司から今回は契約を更新しないとされた。

部長から経営が厳しいので辞めてくれないかと言われた。

出産後休業から復帰したら、課長から子育てで忙しいだろうから仕事を辞めたらと言われた。

卒業を控え、内定先の会社から突然内定取消の通知があった。

賃金・残業代の不払い、長時間労働時間、年休取得、ハラスメント(パワハラ・セクハラ)等の労働相談も受け付けます。

仕事や職場の
トラブル・悩み事なら

大分県のろうどう110番へ

労働相談専用ダイヤル

0120-601-540

携帯・公衆電話からは

097-532-3040へ



予約不要・秘密厳守
お気軽に
ご利用ください!

通常労働相談(随時)

来所相談、電話相談どちらでもOK!

電話相談は労働相談専用ダイヤルへ

相談日:月~金 受付:8:30~17:15

※土・日・祝祭日、12/29~1/3はお休みです

予約不要・秘密厳守

県職員が相談をお受けします

場所: 大分県庁本館 7階

雇用労働政策課 労働相談室

夜間労働相談(ない・と)

毎月第三木曜日は電話相談を

19:00まで延長します

巡回特別労働相談

毎月1回、県内を巡回して開催
弁護士、社会保険労務士等が、
相談をお受けします

来所相談、電話相談どちらでもOK!

電話相談は労働相談専用ダイヤルへ

予約不要・秘密厳守

2月23日(木)別府会場

別府ニューライフプラザ 2F

3月22日(水)大分会場

ホルトホール大分4F408会議室

両会場とも

・受付 13時15分~

・相談 13時30分~16時45分

労働なんでも相談

毎月県内を巡回して開催
県職員が相談をお受けします

来所相談、電話相談どちらでもOK!

電話相談は労働相談専用ダイヤルへ

予約不要・秘密厳守

2月 9日(木)由布市庄内会場

由布市庄内庁舎

・受付・相談 11時~15時 1フロビー

来場相談、電話相談
どちらでもできます!



学校、労組、企業などへ出前講座いたします!!

(1)講座の内容

学生向け

対象:高校生・大学・短大・専修学校などの学生の皆さん

内容:「ワークルールの基礎知識」

「ブラックバイト問題」 など

労働者向け

対象:労働組合役員・組合員

、一般の労働者の方

内容:「ワークルールの基礎知識」、

ハラスメント、メンタルヘルスなど

企業向け

対象:経営者、労務担当者

内容:労働関連法令(最近の改正など)

ハラスメント、メンタルヘルスなど

(2)出前講座の申込みなど

実施時期、時間、内容等は、可能な限りご希望に沿います。

講師:雇用労働政策課職員

資料:雇用労働政策課で必要部数を用意します。

経費:無料

会場:申込者に用意していただきます。

問い合わせ・申込先

雇用労働政策課労働相談・啓発班

Tel: 097-506-3353

Fax: 097-506-1756

E-mail: a14580@pref.oita.lg.jp



出前講座の様子(大分工業高等専門学校)

日程や内容については、
お気軽にご相談ください。



労働実務Q&A 大分県社会保険労務士会

[執筆]
 社会保険労務士
 齋藤 信也 氏
 齋藤社会保険労務士事務所
 大分市判田台北2-4-6

退職申出の手続き

Q 正社員です。先日、社長に、一身上の都合で退職したい旨を口頭で申し出ましたが聞いてくれません。どうしたら退職することができるのか教えてください。

A 労働者からの意思による退職について会社に就業規則など退職に関する規定がなければ、雇用関係に関する一般的な民事ルールを定めた民法に立ち返ります。

民法627条に、「当事者が雇用の期間を定めなかったときは、各当事者は、いつでも解約の申し入れをすることができる。この場合において、雇用は、解約の申し入れの日から2週間を経過することによって終了する。」とあります。つまり、労働者には退職の自由があり、「いつでも」、「いかなる理由があっても」退職することができます。「職業選択の自由」や「奴隷的拘束の禁止」といった憲法上の要請からきています。

このように、無期契約の社員(一般的な正社員)が退職したい旨の申し入れをした場合、その日から2週間後に退職の効力が生じます。したがって、使用者が辞めさせないと言っても、退職という

事実は覆りません。未支給賃金がある、あるいは退職金制度がある場合は、労基法に基づいて正当に請求できます。

ただし、上記の「2週間」に関して、会社の就業規則に民法の規定と異なる定めがある場合は、極端に長い期間を定めている場合を除いて、トラブル防止の観点から就業規則の定めにしたがい退職することが望ましいと思われます。

また、給与が純然な月給制の場合は、月末退職を希望するときは、月の前半以前に申し出しなければなりません。15日までに退職の意志表示をすれば、その月末に雇用契約を終了させることができます。これも民法の規定です。

退職には、自主退職と合意退職があります。自主退職は、従業員の一方向的な意思表示で労働契約が終了するもので、合意退職は、双方の合意によって労働契約が終了するものです。

形式的には、退職届=自主退職、退職願=合意退職と解されます。

いずれにしても、本当に辞めたいときは、「労働者が使用者の同意を得なくても辞めるとの強い意思を有している場合は、...、(自主)退職の意思表示である」

(全自交広島タクシー支部事件。広島地裁昭和60年)が参考になります。

退職の申出は口頭でも可能ですが、本当に辞めたければ、書面で、雇用契約に終止符を打つ旨の強い意思を表示すべきでしょう。

以上が労働契約の期間の定めがない方ですが、有期契約者ではどうでしょうか。

雇用契約の期間内は原則として退職できません。契約は守らなければなりません。

ただし、「やむを得ない事由」があるときは、直ちに契約を解除できます(民法628条)。つまり、労働者は、「やむを得ない事由」がある場合に限り雇用契約を解約し、退職できます。

「やむを得ない事由」として、例えば、賃金不払い、パワハラ、労働条件が当初と大きく異なっている場合などが考えられます。

ただし、立証責任は有期労働者側にありますので、使用者側に反論できる客観的な資料等に基づいて辞めたい理由をきちんと整理しておきましょう。

主要経済指標

主要労働経済指標

年月	賃金の動き						労働時間の動き					
	現金給与総額(円)		定期給与(円)		特別給与(円)		総実労働時間(時間)		所定内労働時間(時間)		所定外労働時間(時間)	
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県
25年平均	357,977	300,724	289,150	252,865	68,827	47,859	149.3	153.8	136.9	143.6	12.4	10.2
26年平均	363,338	311,068	291,475	255,184	71,863	55,884	149.0	154.3	136.2	143.4	12.8	10.9
27年平均	357,949	314,181	288,508	257,000	69,441	57,181	148.7	156.2	135.8	143.9	12.9	12.3
28年 6月	528,559	484,208	290,273	261,149	238,286	223,059	154.0	161.2	141.5	148.7	12.5	12.5
7月	426,928	352,206	290,078	258,987	136,850	93,219	151.5	159.4	139.0	146.5	12.5	12.9
8月	300,048	274,452	288,290	257,545	11,758	16,907	145.0	154.5	133.1	142.7	11.9	11.8
9月	295,620	260,835	289,120	258,707	6,500	2,128	148.8	156.3	136.3	143.8	12.5	12.5
10月	298,760	259,508	290,976	258,728	7,784	780	148.3	158.8	135.5	145.7	12.8	13.1
資料出所	厚生労働省「毎月勤労統計調査」(規模30人以上) (大分県) 県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模30人以上)											
年月	一般職業紹介状況(学卒除く。パート含む)				消費者物価指数(総合)22年=100		鉱工業生産指数(季調済)22年=100年指数は原指数		1世帯当り(勤労者世帯) 家計消費支出(円) 農林漁家世帯を含む			
	新規求人倍率(季節調整値)		月間有効求人倍率(季節調整値)		全国	大分市	全国	大分県	全国		大分市	
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市	全国	大分市
25年平均	1.53	1.25	0.97	0.80	100.0	100.1	97.0	97.3	319,170			342,834
26年平均	1.69	1.40	1.11	0.94	102.8	103.0	99.0	96.6	318,755			316,410
27年平均	1.86	1.54	1.23	1.07	103.6	104.1	97.8	99.6	315,379			314,339
28年 6月	2.01	1.69	1.37	1.15	103.3	104.2	96.9	95.1	276,602			392,327
7月	2.01	1.87	1.37	1.23	99.6	100.0	96.5	99.6	302,422			295,980
8月	2.02	1.80	1.37	1.26	99.7	100.0	97.8	98.6	301,442			285,802
9月	2.09	1.85	1.38	1.27	99.8	100.2	98.4	96.1	296,387			291,758
10月	2.11	1.92	1.40	1.30	100.4	100.6	98.4	94.8	305,683			256,085
資料出所	厚生労働省	大分労働局	厚生労働省	大分労働局	総務省統計局「消費者物価指数」		経済産業省「鉱工業生産動向」	県統計調査課「鉱工業生産指数月報」	総務省統計局「家計調査」			

(注)一般職業紹介状況の年平均は年度平均、月次は季節調整値、年度平均は原数値。

仕事と介護の両立支援に取り組みましょう～介護離職を防ぐために～

[1] 介護離職は企業の損失

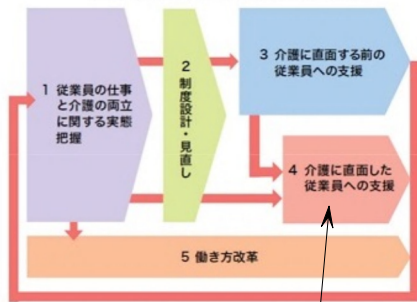
経験を積んだ熟練労働者や管理職など企業の中核となる人材が、仕事と介護の両立に悩み離職してしまうことは、企業にとって大きな損失です。

離職する職員や心身にストレスを抱える従業員が増える前に、仕事と介護の両立支援の取組をはじめることが必要です。

[2] 「介護支援プラン」とは？

「介護支援プラン」とは、介護に直面した従業員が仕事と介護を両立しながら安心して働くことができる雇用環境の整備に向けて、個々の従業員の状況に応じた支援の取組を行うために、企業が策定するプランです。

介護離職を予防するための両立支援対応モデル



「介護支援プランの策定」は、ここに位置づけられます。

[3] 「介護支援プラン」の策定

「介護離職を防止するための両立支援対応モデル」では、企業が従業員の仕事と介護を両立を支援するために取り組むべき事項を5つに整理しています。(左図参照)

実際に「介護支援プラン」を策定する際には、国の「『介護支援プラン』策定マニュアル」を参考にしてください。

右のコラム欄「『介護支援プラン』の関連資料」に掲載されている関連サイトから策定マニュアル等をダウンロードできます。

「介護支援プラン」の関連資料

- 企業における仕事と介護の両立支援実践マニュアル
- 「介護支援プラン」策定マニュアル
- 仕事と介護の両立支援 面談シート兼介護支援プラン
- 【労働者向け】「仕事と介護の両立モデル」

以上の資料は厚生労働省のホームページからダウンロードできます。アドレス

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/youritsu/model.html



左のQRコードを利用して厚生労働省のホームページにアクセスすることもできます。

2/1～7 大分県労働委員会の悩まず どんとこい労働相談

労働委員会は労使紛争を解決するための専門的な行政機関です。



実施期間：2月1日(水)～7日(火)
 受付・相談時間
 平日：9時～20時
 (来所相談受付18時30分まで)
 土・日：9時～17時
 (来所相談受付16時まで)
 土・日曜日の来所の場合の出入り口は県庁舎本館裏玄関

相談方法
 電話相談
 ・097-536-3650(労働相談専用)
 ・097-506-5251・5241
 来所相談
 大分県労働委員会事務局
 県庁舎本館7F 大分市大手町3-1-1

労委だより (平成28年11月～12月の概況)

事件関係				
審査事件関係				
種別	新規	10月から継続	終結	1月へ継続
不当労働行為事件	0	2	0	2
労働組合資格審査	0	2	0	2
調停事件関係				
種別	新規	10月から継続	終結	1月へ継続
あっせん	0	0	0	0
調停	0	0	0	0
仲裁	0	0	0	0
個別労働関係紛争関係				
種別	新規	10月から継続	終結	1月へ継続
あっせん	0	0	0	0

会議の開催	
11月 8日	第1597回定例総会
11月 22日	第1598回定例総会
12月 13日	第1599回定例総会
12月 27日	第1600回定例総会
大分県労働委員会 労働相談ダイヤル	
097-536-3650	
・大分県労働委員会では、無料で労働相談を実施しています。解雇、賃金未払い、配転など労使間トラブルでお困りの方は、お気軽にご相談ください。	
・大分県労働委員会(県庁舎本館7階)	
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 相談時間は、9時から17時まで	

「労働おおいた」へのご意見・ご感想をお寄せください。
 大分県商工労働部雇用労働政策課
 〒870-8501 大分市大手町3-1-1
 TEL.097-506-3351 FAX.097-506-1756
 E-mail: a14580@pref.oita.lg.jp



Web労働おおいた
http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rod_oita-0000.html
 おおいたの労働
<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/>